

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○土地改良区の定款の変更の認可.....（農業施設管理課）	1
○森林法による通知に代える公示.....（治山課）	1
○道路の区域の変更及び供用の開始.....（維持管理防災課）	1
○都市計画の変更の決定.....（都市計画課）	1
○平成31年度、平成32年度及び平成33年度において競争入札に参加する者に必要な資格等.....（財務指導課）	2

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	5
------------------------	---

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）.....	6
----------------------------	---

道警察本部告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	8
----------------------	---

道警察署告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	9
----------------------	---

告 示

北海道告示第717号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成30年10月23日、鶴川土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年11月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第718号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を本別町役場の掲示場に掲示した。

平成30年11月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 通 知 の 内 容 平成30年北海道告示第684号
- 2 所在が不明な者 小泉 伸一、岡崎 克雄、竹中 一雅

北海道告示第719号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成30年11月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 旭川層雲峡自転車道線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
上川郡愛別町字愛別地先（河川敷地）から 同郡愛別町字愛別1067番1地先まで	前	6.00mから 6.00mまで	227.00m	—
	後	6.00mから 6.00mまで	227.00m	—
	後	5.00mから 11.70mまで	226.48m	—

北海道告示第720号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成30年11月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 都市計画の種類 道路
- 2 都市計画を定めた土地の区域

種 別 名	称	起 点	終 点	主な経過地
幹線街路	3・6・82号	臨空工業 団地通	函館市 東山町	函館市 鈴蘭丘町

北海道告示第721号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成30年11月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

第1 資格の種類及び調達をする物品等又は特定役務の種類

平成31年度、平成32年度及び平成33年度において道が締結しようとする契約のうち次の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2を除き、以下「資格」という。）は、当該中欄に定めるものとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第2条第2号に規定する物品等又は同条第3号に規定する特定役務の種類は、当該右欄に定めるものとする。

契 約 の 種 類	資 格 の 種 類	調達をする物品等又は特定役務の種類
物品の購入契約	物品の購入	産業用機械器具類（機械修繕を含む。）、医療機器類、教育研究用機器類、事務用機器類、車両・車両用品類（車両修繕を含む。）、燃料類、被服・繊維皮革類、その他（洗濯を含む。）
印刷物の製造の請負契約	印刷物の製造	印刷物の製造
印章の製造の請負契約	印章の製造	印章の製造
複写機、電子計算機又は自動車の賃貸借契約	物品の賃貸借	複写機、電子計算機、自動車
庁舎等清掃の委託契約	庁舎等清掃	庁舎等清掃
庁舎等警備の委託契約	庁舎等警備	
庁舎等消防設備保守点検の委託契約	庁舎等消防設備保守点検	
ボイラー等運転操作の委託契約	ボイラー等運転操作	
情報システムの開発の委託契約	情報システムの開発	情報システムの開発
船舶の建造の請負契約	船舶の建造又は修理	船舶
船舶の修理の請負契約		
林産物の売払契約	林産物の売払い	

第2 資格要件

1 共通資格要件

各資格の共通の要件は、(1)から(4)までのいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第167条の4第1項各号（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (4) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

- (1) 物品の購入及び物品の賃貸借
 - ア及びイのいずれにも該当すること。
 - ア 平成30年11月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
 - イ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。
- (2) 印刷物の製造及び印章の製造
 - アからウまでのいずれにも該当すること。
 - ア 平成30年11月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
 - イ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。
 - ウ 次の(ア)又は(イ)の機器を所有（リースしている場合を含む。）していること。
 - (ア) 印刷物の製造の場合は、印刷物の製造に必要な印刷機
 - (イ) 印章の製造の場合は、印面作成に必要な機器
- (3) 庁舎等清掃
 - アからウまでのいずれにも該当すること。
 - ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号の登録を受けていること。
 - イ 平成30年11月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の

初日)現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 平成29年11月1日から平成30年10月31日までの間(随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間)にその事業に係る実績を有していること。

(4) 庁舎等警備

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 警備業法(昭和47年法律第117号)第4条の規定による警備業の認定を受けていること。

イ 警備業法第9条又は第40条の規定による届出書の提出を必要とする者にあつては、当該届出書の提出を行っていること。

ウ 平成30年11月1日(随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の初日)現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

エ 平成29年11月1日から平成30年10月31日までの間(随時の申請をしようとする場合にあっては、申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間)にその事業に係る実績を有していること。

(5) 庁舎等消防設備保守点検

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 従業員の中に、消防法(昭和23年法律第186号)第17条の6に規定する消防設備士の資格を有する者が1人以上いること。

イ 平成30年11月1日(随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の初日)現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 平成29年11月1日から平成30年10月31日までの間(随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間)にその事業に係る実績を有していること。

(6) ボイラー等運転操作

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 従業員の中に、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第72条に規定するボイラー技士の資格又は同法第76条に規定するボイラー取扱技能講習修了の資格を有する者が1人以上いること。

イ 平成30年11月1日(随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の初日)現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 平成29年11月1日から平成30年10月31日までの間(随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間)にその事業に係る実績を有していること。

(7) 情報システムの開発

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 平成30年11月1日(随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の初日)現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ 平成29年11月1日から平成30年10月31日までの間(随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間)に情報システムの開発実績を有していること。

ウ 従業員の中に、2年以上の経験を有するシステムエンジニア又はプログラマーがいること。

(8) 船舶の建造又は修理

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 平成30年11月1日(随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の初日)現在において引き続き2年以上それらの事業を営んでいること。

イ 個人にあつては、従業員の数が20人以上であること。

ウ 平成30年11月1日(随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の初日の直前2事業年度分(当該2事業年度が24月に満たない場合は、24月分)の決算において、それらの事業に係る年間平均完成高が2,000万円以上であること。

エ 30トン以上の船舶の建造又は修理の能力があること。

(9) 林産物の売払い

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 平成30年11月1日(随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の初日)現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 平成29年11月1日から平成30年10月31日までの間(随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間)にその事業に係る仕入高を有していること。

ウ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)の規定に基づき設立された組合又はその連合会(以下「中小企業組合等」という。)が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

また、中小企業組合等が(1)に該当する場合は、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち、事業に係る実績、年間平均完成高若しくは仕入高又は情報システムの開発実績にあつては、当該組合と組合員(組合が指定する組合員)の合計値とすることができる。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請は、次の(1)から(5)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める時期にしなければならない。ただし、特例政令第4条に規定する特定調達契約に係る資格審査については、(1)に定める時期以外の時期であっても、申請を受け付ける。

なお、申請の時期は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除くものとし、受付時間は午前9時から午後5時までの間とする。

(1) (2)から(5)までに掲げる者以外の者

ア 定期の申請をする者

平成30年11月9日（金）から同月29日（木）まで

イ 随時の申請をする者

平成31年3月20日（水）から平成33年12月28日（火）まで

注 定期の申請により資格を有することとされた者にあっては、平成31年4月1日以後の入札に参加する資格を得ることができ、随時の申請により資格を有することとされた者にあっては、資格を有すると認めた旨の通知があった日以後の入札に参加する資格を得ることができる。

(2) 共同企業体（情報システムの開発に限る。）

当該共同企業体が結成されたとき。

(3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等

当該証明を受けたとき。

(4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合

当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。

(5) 知事が特に必要と認めた者

知事の指定する日

2 申請書類の入手方法

申請書類は3の表に定める申請書類の提出先において交付するものとする。

また、北海道のホームページ（アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/kns/sikaku_m/sikaku_main.htm）からダウンロードすることができる。

3 申請の方法

資格審査の申請は、次の表に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

なお、物品の購入、印刷物の製造、印章の製造及び物品の賃貸借の資格審査の申請

（以下「物品の購入等の資格審査の申請」という。）を注書の方法により行う場合にあっては、申請書類の提出先は、出納局会計管理室調達課とする。

資格の種類	申請書類の提出先			
	定期申請の場合		随時申請の場合	
	主たる営業所が道外にある者	主たる営業所が道内にある者	主たる営業所が道外にある者	主たる営業所が道内にある者
物品の購入	出納局会計管理室 調達課	主たる営業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局の総務課（主たる営業所の所在地が石狩管内にある者については出納局会計管理室調達課）	出納局会計管理室 調達課	主たる営業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局の総務課（主たる営業所の所在地が石狩管内にある者については出納局会計管理室調達課）
印刷物の製造				
印章の製造				
物品の賃貸借				
庁舎等清掃	総務部総務課	主たる営業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局の総務課（主たる営業所の所在地が石狩管内にある者については総務部総務課）	総務部総務課	総務部総務課
庁舎等警備				
庁舎等消防設備保守点検				
ボイラー等運転操作				
情報システムの開発	総合政策部情報統計局 情報政策課	総合政策部情報統計局 情報政策課	総合政策部情報統計局 情報政策課	総合政策部情報統計局 情報政策課
船舶の建造又は修理	水産林務部総務課	水産林務部総務課	水産林務部総務課	水産林務部総務課
林産物の売払い	水産林務部森林 環境局道有林課	総合振興局又は振興局の森林室（石狩振興局、檜山振興局、宗谷総合振興局及び根室振興局を除く。）	水産林務部森林 環境局道有林課	総合振興局又は振興局の森林室（石狩振興局、檜山振興局、宗谷総合振興局及び根室振興局を除く。）

（注）物品の購入等の資格審査の申請及び情報システムの開発の資格審査の申請については、インターネットにより次のホームページにアクセスし、必要事項を入力の上送信するとともに、物品の購入等の資格審査の申請については出納局会計管理室調達課、情報システムの開発の資格審査の申請については総合政策部情報統計局情報政策課の指示により作成した申請書類を提出することにより行うことができる。第7に規定する資格審査の再申請についても同様とする。

ホームページ 北海道電子自治体共同システム

アドレス <https://www.harp.lg.jp/>

第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 資格の有効期間 資格の有効期間は、定期申請の場合にあっては平成31年4月1日から平成34年3月31日まで、随時申請の場合にあっては資格を有すると認めた旨の通知があった日から平成34年3月31日までとする。 2 有効期間の更新手続 1の有効期間を更新しようとする者は、平成33年度に平成34年度以降の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。 第5 特定調達契約に係る資格 この告示に基づき申請して得た資格（物品の購入、印刷物の製造、印章の製造、物品の賃貸借、庁舎等清掃、情報システムの開発及び船舶の建造又は修理に限る。）については、それぞれの資格の種類に応じた契約で、特例政令の規定が適用されるものについても適用する。 第6 資格の喪失 資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。 1 第2に規定する資格要件（第2の1の(3)に規定する資格要件及び第2の2に規定する資格の種類ごとの要件のうち従業員の数に係る資格要件を除く。）に該当しないこととなったとき。 2 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。 第7 資格審査の再申請 1 再申請の事由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 (1) 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併、譲渡又は会社分割により承継した者 (2) (1)に該当する構成員を有する資格者である共同企業体 (3) 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの (4) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの 2 再申請の方法 再申請をしようとする者は、第3の3の表の「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 第8 資格の喪失事由の届出 資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、その旨を書面により届	け出なければならない。 (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者 (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者 第9 その他 1 資格者又はその代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）である場合は、道が実施する入札等に参加することができない。 2 共同企業体の取扱いについては、第1から第8までに定めるもののほか、別に定めるところによる。												
総合振興局告示及び振興局告示													
北海道上川総合振興局告示第149号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成30年11月2日 北海道上川総合振興局長 佐藤 卓也 1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量 <table><tr><td>(1) A重油（富良野地区）</td><td>10,600リットル</td></tr><tr><td>(2) A重油（士別地区）</td><td>15,200リットル</td></tr></table> 2 落札を決定した日 平成30年10月11日 3 落札者の氏名及び住所 <table><tr><td>(1) 氏 名</td><td>茂田石油株式会社</td></tr><tr><td>(2) 住 所</td><td>旭川市住吉4条2丁目8番13号</td></tr></table> 4 落札金額 <table><tr><td>(1) A重油（富良野地区）</td><td>83.8円</td></tr><tr><td>(2) A重油（士別地区）</td><td>82.8円</td></tr></table> 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成30年8月31日付け北海道上川総合振興局告示第121号		(1) A重油（富良野地区）	10,600リットル	(2) A重油（士別地区）	15,200リットル	(1) 氏 名	茂田石油株式会社	(2) 住 所	旭川市住吉4条2丁目8番13号	(1) A重油（富良野地区）	83.8円	(2) A重油（士別地区）	82.8円
(1) A重油（富良野地区）	10,600リットル												
(2) A重油（士別地区）	15,200リットル												
(1) 氏 名	茂田石油株式会社												
(2) 住 所	旭川市住吉4条2丁目8番13号												
(1) A重油（富良野地区）	83.8円												
(2) A重油（士別地区）	82.8円												

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道上川総合振興局総務課 (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号	(3) 1の(3)、(5)、(7)、(9)及び(10) ア 氏 名 株式会社オカモト イ 住 所 帯広市東4条南10丁目2番地																								
道 教 育 庁 教 育 局 告 示																									
北海道教育庁オホーツク教育局告示第42号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成30年11月2日 北海道教育庁オホーツク教育局長 松 本 邦 由 1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量 <table border="0"> <tr><td>(1) A重油その1（網走地区）</td><td>95,000リットル</td></tr> <tr><td>(2) A重油その2（美幌地区）</td><td>95,029リットル</td></tr> <tr><td>(3) A重油その3（斜里地区）</td><td>51,666リットル</td></tr> <tr><td>(4) A重油その4（北見地区①）</td><td>54,000リットル</td></tr> <tr><td>(5) A重油その5（北見地区②）</td><td>62,000リットル</td></tr> <tr><td>(6) A重油その6（北見地区③）</td><td>96,000リットル</td></tr> <tr><td>(7) A重油その7（北見地区④）</td><td>62,666リットル</td></tr> <tr><td>(8) A重油その8（訓子府地区）</td><td>83,599リットル</td></tr> <tr><td>(9) A重油その9（紋別地区）</td><td>77,333リットル</td></tr> <tr><td>(10) A重油その10（興部地区）</td><td>46,666リットル</td></tr> <tr><td>(11) A重油その11（遠軽地区）</td><td>103,332リットル</td></tr> <tr><td>(12) A重油その12（佐呂間地区）</td><td>53,000リットル</td></tr> </table> 2 落札を決定した日 (1) 1の(1)から(3)まで及び(9)から(12)まで 平成30年10月10日 (2) 1の(4)から(8)まで 平成30年10月9日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(1) ア 氏 名 北日本石油株式会社 イ 住 所 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目28番5号 (2) 1の(2) ア 氏 名 有限会社美幌リョーユウ イ 住 所 網走郡美幌町字仲町1丁目7番地		(1) A重油その1（網走地区）	95,000リットル	(2) A重油その2（美幌地区）	95,029リットル	(3) A重油その3（斜里地区）	51,666リットル	(4) A重油その4（北見地区①）	54,000リットル	(5) A重油その5（北見地区②）	62,000リットル	(6) A重油その6（北見地区③）	96,000リットル	(7) A重油その7（北見地区④）	62,666リットル	(8) A重油その8（訓子府地区）	83,599リットル	(9) A重油その9（紋別地区）	77,333リットル	(10) A重油その10（興部地区）	46,666リットル	(11) A重油その11（遠軽地区）	103,332リットル	(12) A重油その12（佐呂間地区）	53,000リットル
(1) A重油その1（網走地区）	95,000リットル																								
(2) A重油その2（美幌地区）	95,029リットル																								
(3) A重油その3（斜里地区）	51,666リットル																								
(4) A重油その4（北見地区①）	54,000リットル																								
(5) A重油その5（北見地区②）	62,000リットル																								
(6) A重油その6（北見地区③）	96,000リットル																								
(7) A重油その7（北見地区④）	62,666リットル																								
(8) A重油その8（訓子府地区）	83,599リットル																								
(9) A重油その9（紋別地区）	77,333リットル																								
(10) A重油その10（興部地区）	46,666リットル																								
(11) A重油その11（遠軽地区）	103,332リットル																								
(12) A重油その12（佐呂間地区）	53,000リットル																								
(4) 1の(4) ア 氏 名 北見石油販売株式会社 イ 住 所 北見市とん田西町378番地2 (5) 1の(6) ア 氏 名 網走交通株式会社 イ 住 所 網走市新町2丁目3番1号 (6) 1の(8) ア 氏 名 訓子府機械工業株式会社 イ 住 所 常呂郡訓子府町東町1番地1 (7) 1の(11) ア 氏 名 有限会社遠軽アポロ石油商会 イ 住 所 紋別郡遠軽町大通北1丁目1番地の8 (8) 1の(12) ア 氏 名 有限会社リョーセキ イ 住 所 北見市常呂町字常呂325番地 4 落札金額 <table border="0"> <tr><td>(1) 1の(1)</td><td>89円</td></tr> <tr><td>(2) 1の(2)及び(10)</td><td>90円</td></tr> <tr><td>(3) 1の(3)</td><td>88円</td></tr> <tr><td>(4) 1の(4)</td><td>82円70銭</td></tr> <tr><td>(5) 1の(5)から(8)まで</td><td>85円</td></tr> <tr><td>(6) 1の(9)</td><td>87円</td></tr> <tr><td>(7) 1の(11)</td><td>82円</td></tr> <tr><td>(8) 1の(12)</td><td>84円90銭</td></tr> </table> 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成30年8月31日付け北海道教育庁オホーツク教育局告示第35号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 網走市北7条西3丁目		(1) 1の(1)	89円	(2) 1の(2)及び(10)	90円	(3) 1の(3)	88円	(4) 1の(4)	82円70銭	(5) 1の(5)から(8)まで	85円	(6) 1の(9)	87円	(7) 1の(11)	82円	(8) 1の(12)	84円90銭								
(1) 1の(1)	89円																								
(2) 1の(2)及び(10)	90円																								
(3) 1の(3)	88円																								
(4) 1の(4)	82円70銭																								
(5) 1の(5)から(8)まで	85円																								
(6) 1の(9)	87円																								
(7) 1の(11)	82円																								
(8) 1の(12)	84円90銭																								

北海道教育庁オホーツク教育局告示第43号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年11月2日

北海道教育庁オホーツク教育局長 松 本 邦 由

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

- | | |
|--------------------|------------|
| (1) 灯油その1（北見地区①） | 23,642リットル |
| (2) 灯油その2（北見地区②） | 30,097リットル |
| (3) 灯油その3（北見地区③） | 32,458リットル |
| (4) 灯油その4（訓子府地区） | 15,333リットル |
| (5) 灯油その5（津別地区） | 11,033リットル |
| (6) 灯油その6（網走地区） | 29,513リットル |
| (7) 灯油その7（斜里地区） | 22,019リットル |
| (8) 灯油その8（常呂地区） | 5,000リットル |
| (9) 灯油その9（佐呂間地区） | 7,600リットル |
| (10) 灯油その10（遠軽地区） | 18,283リットル |
| (11) 灯油その11（紋別地区①） | 14,716リットル |
| (12) 灯油その12（滝上地区） | 11,133リットル |
| (13) 灯油その13（興部地区） | 19,676リットル |
| (14) 灯油その14（美幌地区） | 67,565リットル |
| (15) 灯油その15（紋別地区②） | 15,973リットル |

2 落札を決定した日

- (1) 1の(1)から(7)まで及び(14)

平成30年10月9日

- (2) 1の(8)から(13)まで及び(15)

平成30年10月10日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)及び(2)

ア 氏 名 株式会社オカモト

イ 住 所 帯広市東4条南10丁目2番地

- (2) 1の(3)

ア 氏 名 ミナミ石油株式会社

イ 住 所 札幌市北区篠路7条1丁目4番1号

- (3) 1の(4)

ア 氏 名 久島工業株式会社

イ 住 所 常呂郡訓子府町東町88番地

- (4) 1の(5)

ア 氏 名 丸玉木材株式会社

イ 住 所 網走郡津別町字新町7番地

- (5) 1の(6)

ア 氏 名 株式会社新谷商店

イ 住 所 網走市北4条東2丁目1番地2

- (6) 1の(7)

ア 氏 名 有限会社上本商店

イ 住 所 斜里郡清里町羽衣町22番地

- (7) 1の(8)

ア 氏 名 鈴木商店

イ 住 所 北見市常呂町字日吉246-1

- (8) 1の(9)

ア 氏 名 株式会社太陽商会

イ 住 所 北見市大通東9丁目9番地

- (9) 1の(10)

ア 氏 名 有限会社遠軽アポロ石油商会

イ 住 所 紋別郡遠軽町大通北1丁目1番地の8

- (10) 1の(11)

ア 氏 名 奥山燃料店

イ 住 所 紋別郡湧別町上湧別屯田市街地53-22

- (11) 1の(12)

ア 氏 名 たきのうえエネルギー株式会社

イ 住 所 紋別郡滝上町字サクルー原野基線5番地

- (12) 1の(13)

ア 氏 名 大昭石油株式会社

イ 住 所 紋別郡雄武町字雄武931番地

- (13) 1の(14)

ア 氏 名 美幌北炭株式会社

イ 住 所 網走郡美幌町字東町1丁目4番地10

- (14) 1の(15)

ア 氏 名 フジ総合サービス株式会社

イ 住 所 紋別市南が丘町7丁目2番5号

4 落札金額

- (1) 1の(1)及び(2) 83円

(2) 1の(3) 83円59銭 (3) 1の(4)及び(11) 88円 (4) 1の(5)、(8)、(9)、(14)及び(15) 90円 (5) 1の(6) 92円 (6) 1の(7) 91円 (7) 1の(10) 85円 (8) 1の(12) 94円 (9) 1の(13) 98円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成30年8月17日付け北海道教育庁オホーツク教育局告示第34号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 網走市北7条西3丁目	(4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成30年11月2日（金）から同月19日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060－8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
道 警 察 本 部 告 示	
北海道警察本部告示第482号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成30年11月2日 北海道警察本部長 和 田 昭 夫 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア インクカートリッジ（ブラック） 447個 イ インクカートリッジ（シアン） 415個 ウ インクカートリッジ（マゼンタ） 425個 エ インクカートリッジ（イエロー） 561個 オ インクカートリッジ（ライトシアン） 474個 カ インクカートリッジ（ライトマゼンタ） 555個 キ 連続写真用紙（2ロール入） 1,124箱 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納 入 期 日 平成31年1月31日（木）	(1) 入 札 書 提 出 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 （送付による場合は、郵便番号 060－8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課） (2) 入 札 受 付 期 間 平成30年11月28日（水）から同月30日（金）までの毎日午前9時から午後5時まで及び開札日の午前9時から午前12時まで （送付による場合は、当該入札受付期間の最終日時までに必着） (3) 開 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場 (4) 開 札 日 時 平成30年12月3日（月）午後1時40分 6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 一連の調達契約に関する事項 この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告 平成30年6月29日付け北海道警察本部告示第287号 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、北海道警察のホームページ（http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/）においてダウンロードすることができる。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課 (2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 (3) 電 話 番 号 011-251-0110 内線 2238 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : a Ink cartridge (black), 447 pieces b Ink cartridge (cyan), 415 pieces c Ink cartridge (magenta), 425 pieces d Ink cartridge (yellow), 561 pieces e Ink cartridge (lightcyan), 474 pieces f Ink cartridge (lightmagenta), 555 pieces g Continuous photo paper (In 2 rolls), 1,124 boxes B Bid tendering date and time : 12 : 00 A.M., December 3, 2018 C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan Phone : 011-251-0110 Extension 2238	道 警 察 署 告 示 釧路方面釧路警察署告示第10号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成30年11月2日 北海道釧路方面釧路警察署長 中 村 基 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 警備艇「くしろ」エンジン部中間検査整備一式 (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 契 約 期 間 平成31年1月7日から同年3月29日まで (4) 履 行 場 所 契約担当者等が指定する場所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入（産業用機械器具類の機械修繕に限る。）又は船舶の建造又は修理のいずれかの資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 独国MAN社製「MAN D2842L E406型」エンジンの分解検査及び修理について、当該内燃機関の製造業者と業務提携していること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成30年11月2日（金）から同年12月6日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
---	---

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085-0018 釧路市黒金町10丁目5番地1 北海道釧路方面釧路警察署会計課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道釧路方面釧路警察署会計課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 釧路市黒金町10丁目5番地1 北海道釧路方面釧路警察署2階大会議室（送付による場合は、郵便番号 085-0018 釧路市黒金町10丁目5番地1 北海道釧路方面釧路警察署会計課） (2) 入札日時 平成30年12月19日（水）午後1時30分（送付による場合は、同日午前11時30分までに必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道釧路方面釧路警察署のホームページ（http://www.kushiro-syo.police.pref.hokkaido.lg.jp/）においてダウンロードすることができる。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名称 北海道釧路方面釧路警察署会計課	(2) 所在地 郵便番号 085-0018 釧路市黒金町10丁目5番地1 (3) 電話番号 0154-23-0110 内線 232 11 Summary A Nature and quantity of the services to be procured : Patrol Boat KUSHIRO (Model MAN D2842L E406) engine inspection and repair services : 1 set B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., December 19, 2018 (If mailed, bids must arrive no later than 11 : 30 A.M., December 19, 2018) C Contact : Finance Section, Hokkaido Kushiro Area Kushiro Police Station, Kurogane-cho 10-chome 5-1, Kushiro, Hokkaido 085-0018 Japan Phone : 0154-23-0110 Extension 232
---	--